

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第二十条の十一の提供方法）</p> <p>第一条の九の二 官公署又は政府関係機関の職員は、法第二十条の十一の規定により資料の提供を行う場合において、電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して当該提供を行うときは、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。</p> <p>一 指定法人（地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものをいう。第九条の八を除き、以下同じ。）が使用し、及び管理する電子計算機その他の機器で通信の交換及び伝送を確実かつ円滑に行うのに必要な能力を有するもの（以下「特定電子計算機等」という。）に、当該官公署又は政府関係機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十条の十一の規定により提供する事項を送信すること。</p> <p>二 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、徴税吏員の使用に係る電子計算機に伝送されること。</p> <p>三 当該徴税吏員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該</p>	

提供を行う事項が記録されること。

(法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上した
もの等)

第一条の九の三 略

(道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式)

第二条 略

2 略

3 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使
用して前項の表の(六)の上欄に掲げる申告書を提出する者は、当該申告書
を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する
指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記
録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきことと
されている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力
して、提供することができる。

(法第四十六条第五項の基準)

第二条の四 法第四十六条第五項に規定する総務省令で定める基準は、次
に掲げるものとする。

一 次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めると
ころにより行うこと。

イ 指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等

(法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上した
もの等)

第一条の九の二 略

(道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式)

第二条 略

2 略

(法第四十六条第五項の基準)

第二条の四 法第四十六条第五項に規定する総務省令で定める基準は、次
に掲げるものとする。

一 次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めると
ころにより行うこと。

イ 地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報

に、政府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第四十六条第五項に規定する関係書類に記載すべき事項を送信すること。

ロ及びハ 略

二及び三 略

(特別徴収票)

第二条の五の二 略

2 略

3 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して特別徴収票を提出する者は、特別徴収票を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を surfaces 等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 略

2及び3 略

処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機その他の機器で通信の交換及び伝送を確実かつ円滑に行うのに必要な能力を有するもの（ロにおいて「特定電子計算機等」という。）に、政府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第四十六条第五項に規定する関係書類に記載すべき事項を送信すること。

ロ及びハ 略

二及び三 略

(特別徴収票)

第二条の五の二 略

2 略

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 略

2及び3 略

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、当該申告書等を提出すべき道府県知事の定めるところにより、当該道府県知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記載すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

(法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式)

第五条 略

2及び3 略

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、当該申告書等を提出すべき道府県知事の定めるところにより、当該道府県知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記載すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

(法第二百九十四条第三項の通知方法)

第九条の二の四 市町村長は、法第二百九十四条第三項の規定により通知をする場合において、電子情報処理組織(情報通信技術利用法第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して当該通知を行う

(法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式)

第五条 略

2及び3 略

ときは、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。

- 一 指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、当該市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二百九十四条第三項の規定により通知すべき事項を送信すること。
- 二 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、法第二百九十四条第三項に規定する他の市町村の長の使用に係る電子計算機に伝送されること。
- 三 当該他の市町村の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知すべき事項が記録されること。

(法第二百九十七条の通知方法)

第九条の三の二 市町村長は、法第二百九十七条の規定により通知をする場合において、電子情報処理組織（情報通信技術利用法第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して当該通知を行うときは、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。

- 一 指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、当該市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二百九十七条の規定により通知すべき事項を送信すること。
- 二 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、法第二百九十七条に規定する税務署長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三 当該稅務署長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに當該通知すべき事項が記録されること。

(法第三百二十一条の四第七項に規定する總務省令で定める方法)

第九條の三の三 法第三百二十一条の四第七項(法第三百二十一条の六第

二項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。)に規定する總務省令で定める方法は、法第三百二十一条の四第七項に規定する市町村長の定めるところにより、當該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する

電子

計算機に備えられた受信者ファイル(専ら同項に規定する特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイルをいう。次項において同じ。)に同條第一項に規定する通知事項(法第三百二十一条の六第一項の規定に該當する場合には、特別徴収稅額を変更した旨)に係る情報(次項において「通知情報」という。)を電気通信回線を通じて記録する方法をいう。

2 略

(市町村民稅に係る申告書等の様式)

第十條 略

2 略

3 情報通信技術利用法第三條第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者(法第三百十七

(法第三百二十一条の四第七項に規定する總務省令で定める方法)

第九條の三の二 法第三百二十一条の四第七項(法第三百二十一条の六第

二項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。)に規定する總務省令で定める方法は、法第三百二十一条の四第七項に規定する市町村長の定めるところにより、當該市町村長の指定する地方稅關係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて總務大臣が指定したものの使用に係る電子

計算機に備えられた受信者ファイル(専ら同項に規定する特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイルをいう。次項において同じ。)に同條第一項に規定する通知事項(法第三百二十一条の六第一項の規定に該當する場合には、特別徴収稅額を変更した旨)に係る情報(次項において「通知情報」という。)を電気通信回線を通じて記録する方法をいう。

2 略

(市町村民稅に係る申告書等の様式)

第十條 略

2 略

条の六第五項及び第六項の適用を受ける者を除く。)は、当該申告書等を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

4| 法第三百十七条の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する総務省令で定める方法は、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第四条第一項の定めるところにより法第三百十七条の六第七項に規定する記載事項(第六項において「記載事項」という。)を送信する方法とする。この場合において、同令第四条第一項中「行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十七条の六第五項又は第六項に規定する市町村の長の定めるところにより、当該市町村の長の指定する地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものが使用し、及び管理する電子計算機」と、「同項」とあるのは「情報通信技術利用法第三条第一項」とする。

5| 9| 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 略

3| 法第三百十七条の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する総務省令で定める方法は、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第四条第一項の定めるところにより法第三百十七条の六第七項に規定する記載事項(第四項において「記載事項」という。)を送信する方法とする。この場合において、同令第四条第一項中「行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十七条の六第五項又は第六項に規定する市町村の長の定めるところにより、当該市町村の長の指定する地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機」と、「同項」とあるのは「情報通信技術利用法第三条第一項」とする。

4| 8| 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 略

2及び3 略

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、都知事の定めるところにより、都知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

(固定資産税に係る書類の様式)

第十四条 略

2 略

3 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の(四)の上欄に掲げる書類を提出する者は、当該書類を提出すべき市町村長(法第七百四十五条第一項において法第三百八十三条を準用する場合にあつては、道府県知事。以下この項において同じ。)(の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

(事業所税に係る申告書の様式)

第二十四条の二十九 略

2及び3 略

(固定資産税に係る書類の様式)

第十四条 略

2 略

(事業所税に係る申告書の様式)

第二十四条の二十九 略

2 | 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第七百一条の四十六第一項及び第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申告書を提出する者は、当該申告書を提出すべき指定都市等の定めるところにより、当該指定都市等の長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を
書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出
をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる
° |